

年金制度改革法が公布されました

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金制度改革法）が令和2年6月5日に公布されました。主な改正の概要は以下のとおりです。

在職中の年金受給等についての見直し 令和4年4月から

高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとなります。また、老齢厚生（退職共済）年金の受給者が在職中であるとき、賃金の月額と年金の月額の合計額が基準額を超えた場合は年金の全部または一部が支給停止されますが、65歳未満の方についての基準額が現行の28万円から47万円（令和2年度額）に引き上げられます。


受給開始時期の選択肢の拡大 令和4年4月から

現在60歳から70歳までの間である年金の受給開始時期の選択肢が、60歳から75歳までの間に拡大されます。

年金を担保とする貸付事業の廃止 令和4年4月から

年金を担保として行われる貸付事業について、令和3年度末に新規貸付の申込受付が終了されます（株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫が行う、恩給公務員期間を基礎とする年金を担保とする新規貸付は継続されます。）。

改正内容の詳細は、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）に掲載されています。

[ホーム](#) → [政策について](#) → [分野別の政策一覧](#) → [年金](#) → [年金・日本年金機構関係](#)
→ [年金制度改革法（令和2年法律第40号）が成立しました](#) をクリック 



公立学校共済組合本部 年金相談電話窓口の混雑状況のご案内

曜日や時間帯により、本部年金相談窓口の電話は、混み合うことがあります。

電話がつながりにくい場合は、下の表を参考におかけ直しくさせていただきますようお願いいたします。

（電話でのお問い合わせ先は年金カレンダー表面左下の「公立学校共済組合本部 年金相談窓口」をご覧ください。）

● 曜日・時間帯別の電話混雑状況

	9:00~ 10:00	10:00~ 11:00	11:00~ 12:00	12:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:30
月						
火・水・木	😞	😐		😞	😐	😊
金						

表の見方

比較的つながりやすいです	😊
やや混雑しています	😐
混雑しています	😞

● 特に混雑が予想される期間

前2日*	定期支給日	後3日*
😞	9:00~17:30	

年金証書番号の分かる書類やお尋ねになりたい書類をお手元にご用意ください



※土日、祝日を除きます。

定期支給日は、偶数月の15日（15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、直前の平日）です。

また、扶養親族等申告書の送付後（10月初旬から11月中旬まで）と、1月から3月中旬までの期間も混雑が予想されます。

⚠️ 表は最近の傾向から作成したものであり、ご案内のとおりにならない場合もありますので、ご了承ください。